

大津市北部地域文化センターにおける飲料用自動販売機の
設置に係る行政財産(建物)の貸付けに関する一般競争入札要領

受付期間

令和8年2月10日（火）から
令和8年2月23日（月）まで

入札日

令和8年3月12日（木）

大津市北部地域文化センター

目 次

| | |
|----------------------------|-------|
| 1 競争入札に付する事項（貸付物件の概要） | ・・ 1 |
| 2 自動販売機の設置条件 | ・・ 2 |
| 3 入札参加資格 | ・・ 3 |
| 4 入札参加の申込み | ・・ 5 |
| 5 契約条項を閲覧する場所 | ・・ 6 |
| 6 資格確認結果の通知 | ・・ 6 |
| 7 入札参加資格のない者への理由説明 | ・・ 6 |
| 8 質問及び回答 | ・・ 6 |
| 9 入札 | ・・ 7 |
| 10 入札保証金 | ・・ 8 |
| 11 入札の中止 | ・・ 8 |
| 12 入札の無効 | ・・ 8 |
| 13 開札 | ・・ 8 |
| 14 落札候補者の決定方法 | ・・ 8 |
| 15 開札結果 | ・・ 8 |
| 16 契約の締結 | ・・ 9 |
| 17 契約保証金 | ・・ 9 |
| 18 落札情報の公開 | ・・ 9 |
| 貸付箇所見取図 | ・・ 10 |
| 貸付箇所現況写真 | ・・ 11 |
| 様式 | |
| (様式第1) 一般競争入札参加申込書（賃貸借契約用） | ・・ 12 |
| (様式第1の1) 実績調書 | ・・ 13 |
| (様式第2) 誓約書 | ・・ 14 |
| (様式第2の1) 役員名簿 | ・・ 15 |
| (様式第3) 一般競争入札参加資格確認通知書 | ・・ 16 |
| (様式第4) 一般競争入札参加不適格通知書 | ・・ 17 |
| (様式第5) 質問書 | ・・ 18 |
| (様式第6) 回答書 | ・・ 19 |
| (様式第7) 入札書 | ・・ 20 |
| (様式第8) 委任状 | ・・ 21 |
| (様式第9) 入札保証金還付依頼書 | ・・ 22 |
| (様式第10) 落札通知書 | ・・ 24 |
| (様式第11) 入札結果通知書 | ・・ 25 |
| くじによる落札決定の方法 | ・・ 26 |

この要領は、大津市北部地域文化センターにおける飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に係る行政財産（建物）の貸付について、飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札の方法により選定するため、必要な手続きを定めたものです。

入札に参加希望される方は、この要領をよく読み、各事項を承知したうえ、お申込ください。

1 競争入札に付する事項（貸付物件の概要）

自動販売機を設置する施設の名称、所在地、設置場所等

| | |
|----------------|---|
| 件名 | 大津市北部地域文化センター飲料用自動販売機設置箇所の貸付け |
| 施設の名称 | 大津市北部地域文化センター |
| 所在地 | 大津市堅田二丁目1番1号 |
| 設置場所 | 大津市北部地域文化センター1階 |
| 貸付箇所 | 設置場所と同じ。 |
| 設置台数 | 2台 |
| 貸付面積 (※1) | 3. 60m ² (幅4.00m×奥行き0.90m) |
| 外形寸法 (※2) | 自動販売機（1台分） 幅1.35m×奥行き0.90m×高さ2.00m以内 |
| 最低貸付料 (3年間) | 81,444円 |
| 貸付期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |

(※1) 貸付面積は、自動販売機分1台につき容器回収箱1箱分の面積を小計し、自動販売機2台分と容器回収箱2箱分の面積を合計した場合の最大のものである。

(※2) 自動販売機の外形寸法には、放熱余地を含み、電気メーター等は含まない。

(参考)

| | |
|-----------------------------|--|
| 開館日時 | (1) 北部地域文化センター：月曜日及び年末年始等を除く 9:00～18:00（日曜日 9:00～17:00）＊ただし、文化ホール利用時は9:00～21:00 (2) 北図書館：月曜日、祝日及び年末年始等を除く 10:00～18:00（日曜日 10:00～17:00） (3) 堅田児童館：日・月曜日、祝日及び年末年始を除く 9:00～17:00 (4) 堅田少年センター：日・月曜日、祝日及び年末年始を除く 9:00～17:00 |
| センター内所属職員数 及び来館者数 | 職員数(令和6年度末) : 27人 来館者数(令和6年度実績) : 740人／日 ① 北部地域文化センター : 45人／日（文化ホール利用者） ② 北図書館 : 635人／日（幼児・児童・生徒含む） ③ 堅田児童館 : 58人／日（幼児・児童・生徒含む） ④ 堅田少年センター : 2人／日 |
| 現在センターにある 自動販売機の 飲料価格 | 缶、ペットボトル 120円から220円までの飲料 |
| 現在センターにある 飲料等用自動販売機 | 2台（72本） |
| 設置場所の環境 | 1階玄関ロビー |

2 自動販売機の設置条件

（1）設置事業者の施設使用形態

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、大津市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行う。

（2）貸付期間

貸付物件の貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、この契約は、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものであり、貸付契約の更新は行わないものとする。

（3）貸付料

入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって貸付料（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

各年度、納入通知書により大津市が指定する期日までに一括納付すること。

（4）必要経費

光熱水費に係る費用の負担については、設置事業者の負担とする。

設置事業者は、自動販売機の光熱水費の使用量（既設専用メーターで計量する使用量）に基づく実費を、大津市が指定する期限までに全額納入すること。

（5）設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものに限る。

- ① 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ② 10円、50円、100円及び新旧500円硬貨並びに1,000円紙幣が使用できること。
- ③ 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 入札条件を遵守し、賃料及び光熱水費を大津市が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡又は転貸することができない。
- ③ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、大津市の指示に従うこと。
- ④ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に大津市と協議を行うこと。
- ⑤ 他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障や問い合わせについては、自動販売機本体に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- ⑥ 設置した自動販売機の売上実績(売上本数及び売上金額)を四半期ごとに、提出すること。なお、提出する様式は任意様式とする。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大津市に請求することができない。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法

(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 個人の場合には大津市に住所を有し、法人の場合は滋賀県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いている者であること。
- (8) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有している者であること。
- (10) 自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、直近2年間において国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体の施設で、自ら自動販売機を設置した実績を有していること。

4 入札参加の申込み

入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 資格確認等書類
- ① 一般競争入札参加申込書（様式第1）
- ② 誓約書（様式第2）
- ③ 役員名簿（様式第2の1）
- ④ 証明書類（発行から3か月以内のもの、原本であること。）
- ア 法人の場合
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本
- イ 個人の場合
住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
- ⑤ 市税の未納がないことの証明書（発行から3か月以内のもの、原本であること。）
市税について（大津市収納課が発行する納税証明書）
- ア 法人の場合
法人市民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書
- イ 個人の場合
普通徴収（特別徴収）市県民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書
※（ア）及び（イ）に掲げる税目のうち、法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあっては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていることを証明する書面を提出すること。
- ⑥ 実績調書（様式第1の1）

直近2年間において国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体の施設で、自ら自動販売機を設置した実績を記載し、契約実績が証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。

（2）申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において提出すること。

（3）入札要領の配布及び入札参加資格の審査の申請の期間及び場所は、次のとおりとする。

ア 期 間 令和8年2月10日（火）から2月23日（月）まで（大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則（平成5年教育委員会規則第12号）第3条第1項に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 場 所 大津市堅田二丁目1番11号 大津市北部地域文化センター

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による提出の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、記載の郵送先へ受付期間内に到着したもののみ有効とする。また入札参加資格審査結果が到着するまで「受領証（お客様控）」を保管すること。郵便事故等については申請者のリスク負担とし、申請者等の到達確認の問い合わせには、一切応じない。

エ 郵送先 〒520-0243 大津市堅田二丁目1番11号

大津市北部地域文化センター 宛て

（4）書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

（5）提出された書類は返却しない。

5 契約条項を閲覧する場所

前項第3号に規定する期間及び場所において閲覧に供する。

6 資格確認結果の通知

申請者が入札参加資格を満たしていることを市が確認した場合は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第3）により通知する。

7 入札参加資格のない者への理由説明

入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、申請者にその旨及び理由を一般競争入札参加不適格通知書（様式第4）により通知する。

なお、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知のあった日の翌日から起算して7日以内に書面により説明を求めることができる。

説明を求める文書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。

8 質問及び回答

公告の内容等に対する質問及び回答は次により行います。

（1）質問期限 令和8年2月18日（水）午後5時

（2）提出方法等

質問 問 大津市北部地域文化センターへ電子メールにて送信してください。

送付先アドレス otsu2469@city.otsu.lg.jp

質問書（様式第5）大津市ホームページよりダウンロードすることができます。

(3) 回 答 方 法 回答書(様式第6)は、大津市ホームページ上に掲載します。

9 入札

- (1) 入札書の提出方法 郵便入札
- (2) 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便(左記以外は不可)
開札が終了するまで「受領証(お客様控)」を保管すること
- (3) 入札書の送付先 〒520-0243 大津市堅田二丁目1番11号
大津市北部地域文化センター 宛て
- (4) 入札書の到達期限 令和8年3月11日(水)
- (5) 入札日時 令和8年3月12日(木) 午前11時
- (6) 入札場所 大津市堅田二丁目1番11号
大津市北部地域文化センター リハーサル室
- (7) 入札者は、入札書(様式第7)(以下「入札書」という。)に必要な事項を記載し、記名押印の上、
入札公告にて示した日時及び場所において、提出すること。
- (8) 入札書を任意の封筒に入れ封印し、封筒の表裏には記入例のとおり記すこと。

[記入例]

表

裏

| | |
|---|---|
| <p>〒520-0243 大津市堅田二丁目1番11号 大津市北部地域文化センター 宛て 【入札書在中】 入札件名 大津市北部文化センター飲料用自動販売機 設置箇所の貸付け 開札日 令和8年3月12日</p> | <p>住所 ○○市○○丁目○○○ (個人の場合) ○○ ○○ (法人の場合) ○○株式会社</p> |
|---|---|

- (9) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (10) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。
鉛筆、シャープペンシルの使用は不可。
- (11) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印すること。なお、金額の訂正はできない。
- (12) 入札金額は、第2項第2号の貸付期間中の貸付料の総額を記入すること。落札決定に当たっては、
入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約
金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)としますので、入札者は、消費税に
係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に
相当する金額を入札書に記載してください。
なお、入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (13) 入札者は、本センターに到着した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (14) 入札者の事前公表は実施しない。
- (15) 入札者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとします。
- (16) 一般競争入札参加資格確認通知書を受けた者が、入札を辞退する場合は、「入札辞退届」(任意様

式)を入札書の到達期限までに郵送又は持参してください。

10 入札保証金

大津市契約規則(昭和40年規則第35号。以下「規則」という。)第5条による。

11 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

- (1) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項に対し、2以上の意思表示をした入札
- (3) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
- (4) 前項第4号の到着期限より後に到着した入札
- (5) 入札書が同封されていない入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (9) 最低貸付料を下回る価格の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき

13 開札

- (1) 開札は、入札公告において定める日時及び場所にて行い、入札者本人及びその委任を受けた代理人は、開札に参加することができる。なお、代理人については開札の立会に関する委任状(様式第8)を持参すること。
- (2) 前項の場合において、入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に關係のない市職員を立ち会うものとする。

14 落札候補者の決定方法

落札者の決定は、次に掲げる方法による。

- (1) 最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。「くじによる落札決定の方法」記載のとおりとする。

15 開札結果

開札結果は、落札者には落札通知書(様式第10)で、落札者以外の入札参加者には、入札結果通知書(様式第11)で通知する。

16 契約の締結

落札者との賃貸借契約は、次に掲げる方法による。

- (1) 令和8年3月20日（金）までに落札者と契約するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 契約は入札参加者名義で行うこと。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、契約を締結しないものとします。この場合、大津市は一切の損害賠償の責めを負わない。

17 契約保証金

規則第24条による。

18 落札情報の公開

大津市は契約相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）及び契約金額について公表することができる。

問い合わせ先

大津市堅田二丁目1番11号
大津市北部地域文化センター（1階事務所）
電話(077)574-0140（直通）